

## 福島県居宅介護職員初任者研修等事業実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、障がい者及び障がい児（以下、「障がい者等」という。）の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護等を提供するため、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）第1条第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号に規定する研修について、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日付け障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下、「国通知」という。）に基づき、指定居宅介護等の提供に当たり必要な知識及び技能を有する者の養成を図ることを目的として、研修事業を実施する居宅介護職員初任者研修等事業者（以下「事業者」という。）の指定等の基準を定めるものである。

### (事業者の指定の要件)

第2 指定の要件は次のとおりとする。

- (1) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的経営に必要な財政基盤を有すること。
- (2) 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 研修事業の実施に関して、知事が当該事業の内容の変更その他必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。
- (4) 法人であること。ただし、次の要件を満たす場合は、法人に準じて取り扱うものとする。
  - ア 代表者が定められていること。
  - イ 会の組織運営について、責任関係が明確に定められており、保健福祉事業において相当の実績を有していること。
  - ウ 会計が適切に処理されていること。
- (5) 研修事業の趣旨及び内容を十分に理解し、適正かつ円滑に実施できる体制を有していること。

### (指定申請等)

第3 研修を実施しようとする事業者は、次の区分に従い指定・実施申請書等を知事に提出すること。

#### (1) 指定申請書

ア 初めて研修を実施する場合

指定・実施申請書（様式1）を受講者の募集開始日の2ヶ月前までに提出すること。

イ ア以外の場合

実施申請書（様式2）を受講者の募集開始日の1ヶ月前までに提出すること。ただし、担当講師、募集人数及び実習施設、実習会場等研修内容が前回と全く同じ場合（同一年度内に限る。）には実施届（様式3）を受講者の募集開始日の1ヶ月までに提出すること。また、複数の実施申請書又は実施届を提出する場合は、研修開始日がおおむね4ヶ月以内のものを限度とする。

#### (2) 変更申請書

承認を受けた内容及び届け出た内容に変更が生じた場合には、次の方法に従い、変更申請書又は変更届を提出すること。

ア 以下の項目に変更があった場合には、あらかじめ変更申請書（様式4）を提出し、承認を受けること。

・ 科目の担当講師

・ 実習施設、実習会場

ただし、当該事業者が同一年度内に行う同一課程の他の研修の同一科目で承認されている講師に変更する場合には、変更申請書又は変更届の提出を省略できる。

イ ア以外のものに変更があった場合には、変更があった日から 10 日以内に変更届（様式 5）を提出すること。

(3) 補講申請等

やむを得ず、別紙 1 に定めた科目の一部を受講できなかった者については、次のアからウにより未受講科目を補講した場合、修了したものとして差し支えない。

ア 当該研修に追加して補講を行う場合

当該研修の承認を受けた講師又は実習施設、実習会場を変更して未受講科目を受講させる場合は、補講実施申請書（様式 6）を提出すること。ただし、当該事業者が同一年度内に行う同一課程の他の研修の同一科目で承認されている講師に変更する場合には、補講実施申請書の提出を省略できる。

イ 同一事業者が実施する承認を受けた他の研修において未受講科目を受講させる場合

ウ 他の事業者が承認を受けた研修において未受講科目を受講させる場合

なお、ウの場合、依頼を受けた事業者は、補講終了後、当該受講者の受講証明書（参考様式 1）を発行すること。

(4) 終了届

研修終了後、2 ヶ月以内に終了届（様式 7）を提出すること。また、補講終了後は速やかに補講終了届（様式 8）を提出すること。

(5) 廃止届

研修事業を廃止する場合は、廃止が決定した日から 10 日以内に廃止届（様式 9）を提出すること。

(6) 休止届

研修事業を 1 年以上休止する場合は、休止が決定した日から 10 日以内に休止届（様式 10）を提出すること。

(7) 再開届

休止した研修事業を再開する場合には、再開が決定した日から 10 日以内に再開届（様式 11）を提出すること。

（研修課程及び内容等）

第 4 研修課程及び内容等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 研修課程は、居宅介職員初任者研修課程（以下、「初任者研修課程」という。）、障害者居宅介護従業者基礎研修課程（以下、「基礎研修課程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程（以下、「重度訪問基礎課程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修追加課程（以下、「重度訪問追加課程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修統合課程（以下、「重度訪問統合課程」という。）、同行援護従業者養成研修一般課程（以下、「同行援護課程」という。）、同行援護従業者養成研修応用課程（以下「動向援護応用課程」という。）及び行動援護従業者養成研修課程（以下、「行動援護課程」という。）とし、各課程のカリキュラムについては別紙 1 のとおりとする。ただし、必要と認められるときは、カリキュラムに講義項目を追加して実施することができる。

なお、重度訪問基礎課程の修了をもって重度訪問介護事業に従事できるが、重度訪問基礎課程修了者にあっては、重度訪問追加課程を受講することが望ましい。

(2) 各課程の内容は次のとおりとする。

ア 初任者研修課程

　居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として実施するもの。

イ 基礎研修課程

　居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として実施するもの。

ウ 重度訪問基礎課程

　重度の肢体不自由者であつて常時介護をする障がい者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として実施するもの。

エ 重度訪問追加課程

　重度訪問基礎課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障がい者等に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得することを目的として、重度訪問基礎課程を修了した者を対象として実施するもの。

　ただし、重度訪問基礎課程と重度訪問追加課程を適切な組み合わせにより、同時並行的に実施する場合はこの限りではない。

オ 重度訪問統合課程

　重度訪問統合課程は、重度訪問基礎課程、重度訪問追加課程及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚令49号)附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号の研修課程(以下、「基本研修」という。)を統合したものとする。

カ 同行援護一般課程

　視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等の外出時に必要な援助を行うことに関する一般的な知識及び技術を習得することを目的として実施するもの。

キ 同行援護応用課程

　同行援護一般課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に障がい及び疾病的理解や場面別における技能等を習得することを目的として、同行援護一般課程を修了した者を対象として実施するもの。

　ただし、同行援護一般課程と同行援護応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。

ク 行動援護課程

　知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であつて常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得することを目的として実施するもの。

(3) 各課程の概要、受講対象者及び研修時間は次のとおりとする。

課 程	概 要	受講対象者	時間
初任者研修 課程	居宅介護従業者の基本的な研修	居宅介護事業に従事する者又はその予定者	130
基礎研修課程	居宅介護従業者の基礎的な研修	非常勤として居宅介護事業に従事す	50

		る者等	
重度訪問基礎課程	重度訪問介護を適切かつ円滑に提供するための基礎的な知識等を習得する研修	重度訪問介護事業に従事する者又はその予定者	10
重度訪問追加課程	重度訪問介護を適切かつ円滑に提供するために必要な知識等を習得する研修	重度訪問基礎課程修了者	10
重度訪問統合課程	重度訪問介護従事者が行う業務に関する基礎知識及び技術、重度の障がい者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則による基本研修を統合して習得する。	重度訪問介護事業に従事する者又はその予定者	20.5
同行援護一般課程	行動援護を適切かつ円滑に提供するための基礎的な知識等を習得する研修	同行援護事業に従事する者又はその予定者	20
同行援護応用課程	重度訪問介護を適切かつ円滑に提供するために必要な知識等を習得する研修	同行援護一般課程修了者	12
行動援護課程	行動援護を適切かつ円滑に提供するために必要な知識等を習得する研修	行動援護事業に従事する者又はその予定者	20

#### (4) 研修科目の免除等

研修科目の免除等については、別紙2に定めるとおりとする。

なお、別紙2にあるとおり、看護師等の資格を有する者については、初任者研修課程の全科目を免除できるとしているが、看護師等の業務に従事していた時期から相当の期間を経ている者又は在宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事経験のない者については、職場研修等を行なうことが望ましい。

また、看護師等の資格を有する者を居宅介護従業者等として雇用する場合は、居宅介護従業者等として雇用されるのであって、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務（社会福祉士法及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は胃ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。）の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。）を行う

ものではないこと。

さらに、看護師等の資格を有する者も含め、科目の免除をする場合は、免除資格に該当する書類の写しの提出を求め、遗漏なく確認すること。

(5) 使用テキスト

テキストは、研修カリキュラムに基づき作成されたものとすること。

(6) 講師要件

講師は、別紙3に定める者のうち、職務及び能力から講師を努めるのにふさわしい者並びに、この要件に定めのない者で、その履歴から知事が特に認める者とする。

なお、事業者は講師の資質向上に努めること。

(7) 実習施設及び指導者要件

実習施設及び指導者は、別紙4に定めるとおりとする。

(研修期間)

第5 研修期間は、次のとおりとする。

(1) 初任者研修課程

原則として8ヶ月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、1年6ヶ月以内に修了することとする。

(2) 基礎研修課程

原則として4ヶ月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、8ヶ月以内に修了することとする。

(3) 重度訪問基礎課程

原則として1ヶ月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、2ヶ月以内に修了することとする。

(4) 重度訪問追加課程

原則として1ヶ月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、2ヶ月以内に修了することとする。また、重度訪問基礎課程と重度訪問追加課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として2ヶ月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、4ヶ月以内に修了することとする。

(5) 重度訪問統合課程

原則として2か月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、4か月以内に修了することとする。

(6) 同行援護一般課程

原則として2ヶ月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、4ヶ月以内に修了することとする。

(7) 同行援護応用課程

原則として1ヶ月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、2ヶ月以内に修了することとする。

また、同行援護一般課程と同行援護応用課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として3ヶ月以内に終了することとする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、6ヶ月以内に終了することとする。

(8) 行動援護課程

原則として2ヶ月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、4ヶ月以内に修了することとする。

#### (修了証明書の交付等)

##### 第6 研修修了の認定方法は次に定めるとおりとする。

- (1) 事業者は、別紙1に定めた科目の全てを受講した者に対し、修了証明書（携帯用修了証明書を含む。）（様式12）を交付するものとする。
- (2) 事業者は、修了者から修了証明書（携帯用修了証明書を含む。）の紛失等により再交付を求められたときは、これに応じること。

#### (研修事業実施上の留意事項)

##### 第7 研修事業を実施する上では特に次に注意すること。

- (1) 繼続的に毎年1回以上実施すること。ただし、休止届を提出したときはこの限りではない。
- (2) 事業者は、受講者に対し研修内容等を明示するため、次に掲げる事項を明らかにした学則又は募集要領等を定め、それを記載した書面を受講者に配布すること。

ア 研修の名称及び課程

イ 開講目的

ウ 実施場所

エ 研修期間

オ カリキュラム及び講師氏名

カ 研修修了の認定方法

キ 受講資格

ク 受講手続（募集時期、受講料納入方法、受講料返還方法、本人確認等）

ケ 受講費用

コ 修了認定の方法（出欠の確認方法、成績の評定方法、修了の認定方法、修了証明書等）

また、事業者は関係法令及びこの要綱を事務所に備え付け、受講者から請求があったときには閲覧させること。

- (3) 事業者は、研修への出席状況、成績等受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

- (4) 講義を通信の方法により行う場合は、次によること。

ア 添削指導及び面接指導による適切な指導を行われること。

イ 面接指導の時間数は、基礎研修課程は3時間以上、重度訪問追加課程、重度訪問統合課程、同行援護応用課程及び行動援護課程は1時間以上であること。

ウ 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

エ 通信形式で初任者研修課程を実施する場合には、別添1に基づき実施すること。

- (5) 研修については、すべての障がいに共通する内容となるよう留意すること。

- (6) 事業者は、修了者について修了者名簿（様式13）を作成し、保存すること。

- (7) 事業者は、事業運営上知り得た受講者に係る個人情報の保持について、十分留意すること。

- (8) 事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報の保持について、研修修了後も十分留意するよう指導すること。

- (9) 研修受講者に対し、受講申込時または初回の講義時に本人確認を行うこと。本人確認の方法については、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、運転免許証等、公的証明書により、研究受講者が本人であることを確認し、その写しを保存すること。

#### (全科目免除者に対する修了証明書の交付)

##### 第8 全科目免除となる者に係る修了証明書の交付は次のとおりとする。

- (1) 第4(4)により全科目免除になる者であつて、現に指定居宅介護事業所等に勤務している者及び勤務することを予定している者等の申請に基づき、全科目免除になる課程の修了証明書（携帯用修了証明書を含む。）を知事が交付するものとする。
- (2) 交付を希望する者は、修了証明書交付申請書（様式14）を知事に提出すること。

**(調査及び報告書等の提出)**

**第9** 研修事業の調査及び報告書等の提出については次のとおりとする。

- (1) 知事は、事業者又は事業者として指定を受けようとする者に対して、必要があると認められる場合には、研修事業の実施状況又は実施計画について、担当職員に実地調査を行わせ、又は事業者から報告書若しくは資料の提出を求めることができる。
- (2) 知事は、修了者、受講者、講師等に対して必要があると認められるときは、研修について調査することができる。

**(指定の取り消し等)**

**第10** 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の効力を停止することができる。

- (1) 第2の指定の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 不正な手段により指定を受けたとき。
- (3) 虚偽又は偽造した修了証明書を受講者等に交付したとき。
- (4) 第8に定める調査に協力せず、報告若しくは資料の提出を求められてもこれに応じないとき。
- (5) 第8に定める調査に関し、虚偽的回答をしたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、研修事業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

**(県が実施する研修)**

**第11** 県が実施する研修事業については、別に定めるものを除き、この要綱を準用する。

**(その他)**

**第12** 「居宅介護従業者養成研修等について」（平成15年3月27日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、平成18年9月30日において、居宅介護従業者養成研修事業者として、知事、郡山市長又はいわき市長から指定を受けていた事業者の取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 知事から指定を受けていた事業者の場合  
研修課程等事業内容に変更がない場合は、国通知及び本要綱に基づき指定を受けたものみなす。
  - (2) 郡山市長又はいわき市長から指定を受けていた事業者の場合  
改めて本要綱に基づき申請をし、指定を受ける必要があるが、申請内容が、以前指定を受けていた研修課程等事業内容に変更がなく、国通知の指定基準を満たしている場合は指定するものとする。
2. 告示により、平成25年4月1日において、既に居宅介護従業者養成研修の2級課程を修了している者については、すべて居宅介護職員等初任者研修の修了の要件を満たしているものとしてみなす。
3. 既に福島県介護職員初任者研修事業者として指定を受けている者が居宅介護職員初任者研修を実施するものとして指定を受けようとする場合は、居宅介護職員初任者研修等指定・実施申請書（様

式1)に福島県介護職員初任者研修事業者の指定の通知の写しを添付することにより、次に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 講師履歴書(様式15)
- (2) 実習施設等一覧(様式16)
- (3) 実習受入承諾書(様式17)
- (4) 当該研修収支予算書及び次年度の収支予算書
- (5) 定款その他の基本約款
- (6) 申請者の資産状況が分かる書類

(附 則)

この要綱は、平成19年2月8日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成24年4月19日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成25年8月19日から施行する。